

指定障害児通所支援事業者の指定の取消し処分等に伴う 加古川市への影響と対応について

姫路市が令和4年3月23日付で、児童福祉法第21条の5の24第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定の取消処分等を行った。

それに伴い、給付費の返還請求等について、令和4年3月24日付で、姫路市より本市に通知があった。

1 姫路市による処分内容等

(1) 処分事業者

法人名：株式会社 ベスト・ケアー

所在地：姫路市南駅前町9番地の8 ネバーランド姫路駅前1202号

(2) 処分対象事業所

- ① 名称：放課後等デイサービスはるみ宮前（住所：姫路市八代宮前町15番20号）
種別：放課後等デイサービス 定員：5名
- ② 名称：放課後等デイサービスはるみ八代（住所：姫路市八代宮前町15番1号）
種別：放課後等デイサービス 定員：5名
- ③ 名称：生活介護はるみ八代（住所：姫路市八代宮前町15番1号）
種別：生活介護 定員：10名

(3) 指定取消等年月日

- ①③令和4年5月1日（日） ※利用者の受入れ先の確保に期間を要するため。
- ②令和4年5月1日（日）から令和4年10月31日（月）まで ※指定の一部の効力停止（3割減算）

(4) 処分理由

上記の事業所において、平成30年12月から令和元年12月までの間の給付費の不正請求及び虚偽報告等を行ったため。

(5) 処分までの経緯と今後の予定

- ・令和元年9月～11月 姫路市に不適正運営に関する情報提供が寄せられる。
- ・令和2年1月～ 姫路市による監査（立入検査、資料確認、関係者への聴き取り調査）を実施
- ・令和4年3月23日 姫路市による指定取消処分通知
5月1日 指定取消及び指定の一部の効力停止

2 処分に伴う加古川市への影響と対応

(1) 現利用者への対応

対象者：10名

方針：計画相談事業所に情報提供を行い、受入れ先の調整を行う。

※現時点で全利用者の受入れ調整は完了した。

(2) 給付費の返還請求(利用者12名分)

返還額：2,490,988円（加算金含む）

※令和4年4月8日付けで納入通知書を送付しており、他市町とも連携しながら、早期の返還を求める。